

# 山口県報

平成21年  
4月17日  
(金曜日)

## 目次

告示	一
統計調査の指定(二件)(統計分析課)	一
道路の区域の変更(道路整備課)	二
道路の供用の開始(道路整備課)	二
特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(港湾課)	三
道路の位置の指定(建築指導課)	三
公告	三
契約の締結(税務課)	四
契約の締結(情報企画課)	四
介護サービス情報の調査の実施に関する事務を行わせる指定調査機関の指定(長寿社会課)	四
選管告示	六
政治団体の名称等	六
政治団体の異動事項	六
解散等に係る政治団体の名称等	七
政治資金規正法第十七条第二項の規定の適用を受ける政治団体の名称等	八
資金管理団体の異動事項	八
政治資金規正法第十九条第三項第二号に該当する旨の届出があった資金管理団体の名称等	九
政治団体の収支に関する報告書の要旨に関する告示の一部訂正	九
公安委告示	九
技能検定員審査の実施	九
教習指導員審査の実施	二
雑報	二
県報の正誤(平成二十年十二月二日山口県選挙管理委員会告示第八十七号)	一六

### 山口県告示第九十一号

山口県統計調査条例(平成二十一年山口県条例第二号)第二条第一項の規定により、統計調査を次のとおり指定する。

山口県人口移動統計調査に関する告示(平成十五年山口県告示第六十三号)は、廃止する。

平成二十一年四月十七日

山口県知事 二井 関成

#### 一 統計調査の名称

山口県人口移動統計調査

#### 二 統計調査の目的

この統計調査は、各種行政施策の基礎資料に資するため、本県の人口の移動状況を把握し、人口分布及び人口流動の実態を明らかにすることを目的とする。

#### 三 統計調査の事項

- (一) 出生した者の数及び死亡した者の数
- (二) 転入した者の数及び転出した者の数
- (三) 国籍を取得した者の数及び国籍を喪失した者の数
- (四) 外国人の数
- (五) 世帯数
- (六) (一)から(三)までに掲げる者の性別及び年齢

#### 四 統計調査の範囲

この統計調査は、住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)により住民票に記載され、又は消除された者及び外国人登録法(昭和二十七年法律第二百二十五号)により外国人登録原票に登録された者について行う。

#### 五 統計調査の期日

毎月末日現在で行う。

#### 六 統計調査の方法

市町長の申告により行う。

山口県告示第百九十二号

山口県統計調査条例(平成二十一年山口県条例第二号)第二条第一項の規定により、統計調査を次のとおり指定する。  
山口県鉱工業生産動態統計調査に関する告示(平成二十年山口県告示第二百十三号)は、廃止する。

平成二十一年四月十七日

山口県知事 二井 関成

- 一 統計調査の名称  
山口県鉱工業生産動態統計調査
- 二 統計調査の目的  
この統計調査は、県内の鉱工業の生産の動態を明らかにし、鉱工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。
- 三 統計調査の事項  
別に定める生産品目について、生産数量、出荷数量及び在庫数量を調査する。
- 四 統計調査の範囲  
この統計調査は、統計法第二十八条及び附則第三条の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める件(平成二十一年総務省告示第百七十五号)に定める日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所のうち、大分類C―鉱業、採石業、砂利採取業及び大分類E―製造業に属する事業所であつて、有意抽出法により選定したのものについて行う。
- 五 統計調査の期日  
毎月末日現在で行う。
- 六 統計調査の方法  
自計申告とし、郵送方式により行う。

山口県告示第百九十三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。  
その関係図面は、平成二十一年四月十七日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十一年四月十七日

山口県知事 二井 関成

道路の種類 県道  
路線名 防府環状線  
道路の区域

区 間	旧 別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	最狭	最広			
防府市大字江泊字東筋二七三の二地先から 防府市大字新田字町人堀二〇三五の二地先まで	最狭 四・三・五	最広 四・三・五	四・三・五	四・五二八・五	ダブ原防府市道ウエイノ線沿いの区域
	最狭 四・二・六	最広 四・二・六			
防府市大字江泊字東筋二七三の二地先から 防府市大字新田字町人堀二〇三五の二地先まで	最狭 二・五・五	最広 二・五・五	八四二・八		
	最狭 二・三・三	最広 二・三・三			
防府市大字新田字町二の地先から 防府市大字新田字町人堀二〇三五の二地先まで	最狭 四・三・五	最広 四・三・五	四・三・五	四・三・五	防府市道新築地区の道路の区域
	最狭 二・三・四	最広 二・三・四			

山口県告示第百九十四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。  
その関係図面は、平成二十一年四月十七日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十一年四月十七日

山口県知事 二井 関成

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
防府市大字沖今宿二丁目三四三五の六地先から 同市新築地町三四地先まで		平成二十一年四月

防府環境状線  
防府市新築地町二の一地先から  
同市大字新田字町人堀二〇三五の一地先まで  
二十九日

山口県告示第百九十五号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の五第一項の規定により、徳山下松港廃棄物埋立護岸築造工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定め

平成二十一年四月十七日

山口県知事 二井 関 成

一 徳山下松港廃棄物埋立護岸築造工事

(一) 工事場所 周南市臨海町地先

(二) 工事の概要

工 種	延 長
本 体 工	二二九メートル
遮 水 工	七四メートル

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(三者で構成するものに限る。)とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
  - 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十八年山口県告示第六百六十三号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木一式工事のA等級であること。
  - 2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第三条第六項に規定する特定建設業の許可(土木工事業に係るものに限る。))を受けていること。
  - 3 出資比率が二十パーセント以上であること。

- (二) 共同企業体の代表者の平成二十一年四月十六日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)(土木一式工事の数値が千百以上であること。
- (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の土木一式工事の数値が八百五十以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。))を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県周南港湾管理事務所 周南市築港町一三番三三三号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成二十一年四月二十日から五月七日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を

平成二十一年五月十二日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県周南港湾管理事務所(電話〇八三四一二一一七八七)にすること。

山口県告示第百九十六号

建築基準法(昭和二十五年法律第百二十一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十一年四月十七日

山口県知事 二井 関成

地名及び番地 光市室積六丁目四〇一五の五九	幅員 (メートル) 四・一〇五・〇	延長 (メートル) 三七・六	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル) 一七六・六七
--------------------------	-------------------------	----------------------	-------------------------------------



(一三三) 契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

平成二十一年四月十七日

山口県知事 二井 関成

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地  
総務部税務課 山口市滝町一番一号
- 二 契約に係る特定役務の名称及び数量  
自動車税電算処理システム等の運用維持管理業務 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日  
平成二十一年四月一日
- 五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地  
株式会社日立情報システムズ 東京都品川区大崎二丁目二番一号
- 六 契約金額  
三千八百五十万三千五百十円
- 七 随意契約によることとした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十条第一項第一号に該当するため
- 八 契約担当者  
山口県知事 二井 関成

(一三四) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成二十一年四月十七日

山口県知事 二井 関成

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地  
地域振興部情報企画課 山口市滝町一番一号
- 二 落札に係る特定役務の名称及び数量  
電子県庁基幹システム再構築業務 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日  
平成二十一年二月十三日
- 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地  
富士通株式会社 川崎市中原区上小田中四丁目一番一号
- 六 落札金額  
一億二千二百八十五万円
- 七 入札公告日  
平成二十年十二月十九日
- 八 その他
  - (一) 契約担当者  
山口県知事 二井 関成
  - (二) 調達方法  
購入等
  - (三) 落札方式  
総合評価
- (一三五) 介護サービス情報の調査の実施に関する事務を行わせる指定調査機関の指定  
介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十五条の三十第一項の規定により、指定調査機関を次のとおり指定しました。

平成二十一年四月十七日

山口県知事 二井 関 成

一 指定調査機関の名称及び住所

社会福祉法人山口県社会福祉協議会

山口市大手町九番六号

二 調査事務を行う事務所の所在地

山口市大手町九番六号

三 調査を行う介護サービスの種類

夜間対応型訪問介護

一 指定調査機関の名称及び住所

社会福祉法人山口県社会福祉協議会

山口市大手町九番六号

二 調査事務を行う事務所の所在地

山口市大手町九番六号

三 調査を行う介護サービスの種類

小規模多機能型居宅介護

一 指定調査機関の名称及び住所

社会福祉法人山口県社会福祉協議会

山口市大手町九番六号

二 調査事務を行う事務所の所在地

山口市大手町九番六号

三 調査を行う介護サービスの種類

認知症対応型共同生活介護

一 指定調査機関の名称及び住所

社会福祉法人山口県社会福祉協議会

山口市大手町九番六号

二 調査事務を行う事務所の所在地

山口市大手町九番六号

三 調査を行う介護サービスの種類

介護予防小規模多機能型居宅介護

一 指定調査機関の名称及び住所

社会福祉法人山口県社会福祉協議会

山口市大手町九番六号

二 調査事務を行う事務所の所在地

山口市大手町九番六号

三 調査を行う介護サービスの種類

介護予防認知症対応型共同生活介護

一 指定調査機関の名称及び住所

特定非営利活動法人やまぐち介護サービス評価調査ネットワーク

山口市吉敷下東三丁目一番一号

二 調査事務を行う事務所の所在地

山口市吉敷下東三丁目一番一号

三 調査を行う介護サービスの種類

夜間対応型訪問介護

一 指定調査機関の名称及び住所

特定非営利活動法人やまぐち介護サービス評価調査ネットワーク

山口市吉敷下東三丁目一番一号

二 調査事務を行う事務所の所在地

山口市吉敷下東三丁目一番一号

三 調査を行う介護サービスの種類

小規模多機能型居宅介護

一 指定調査機関の名称及び住所

特定非営利活動法人やまぐち介護サービス評価調査ネットワーク

山口市吉敷下東三丁目一番一号

二 調査事務を行う事務所の所在地

三 山口市吉敷下東三丁目一番一号  
調査を行う介護サービスの種類  
認知症対応型共同生活介護

一 指定調査機関の名称及び住所  
特定非営利活動法人やまぐち介護サービス評価調査ネットワーク  
山口市吉敷下東三丁目一番一号  
二 調査事務所を行う事務所の所在地  
山口市吉敷下東三丁目一番一号  
三 調査を行う介護サービスの種類  
介護予防小規模多機能型居宅介護

一 指定調査機関の名称及び住所  
特定非営利活動法人やまぐち介護サービス評価調査ネットワーク  
山口市吉敷下東三丁目一番一号  
二 調査事務所を行う事務所の所在地  
山口市吉敷下東三丁目一番一号  
三 調査を行う介護サービスの種類  
介護予防認知症対応型共同生活介護



山口県選挙管理委員会告示第四十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による届出があつた政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十一年四月十七日

山口県選挙管理委員会委員長 上 符 正 顕

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	備出(年月日)
---------	--------	----------	------------	--------	---------

平原としきよ後援会	編田 典利	平原 廉清	山陽小野田市大字郡5294	平成21、3、23
-----------	-------	-------	---------------	-----------

山口県選挙管理委員会告示第四十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による届出があつた政治団体の異動事項は、次のとおりである。

平成二十一年四月十七日

山口県選挙管理委員会委員長 上 符 正 顕

政治団体の名称	異動事項	異動内容		備出(年月日)
		新	旧	
自由民主党菊川支部	会計責任者	笹山 茂	林 幸子	平成21、3、25
	代表者	山本 保	矢野 勝徳	
自由民主党東和支部	会計責任者	伊藤 和弘	魚谷 洋一	" " 19
	事務所	大島郡国防大島町大字西方1914の1	大島郡国防大島町大字平野3910の1	
自由民主党防府支部	会計責任者	平田 豊民	河村 龍夫	" " 26
	代表者	松野 利夫	長谷川忠男	
自由民主党柳井支部	会計責任者	山崎 隆司	宮本 稔	" " 13
	事務所	柳井市阿月1135	柳井市南町3丁目6番7号	
自由民主党山口県港運支部	代表者	神田 俊彦	佐々木哲夫	" " "
	会計責任者	渋谷 正博	古谷 利男	
自由民主党山口県歯科技工士政治連盟支部	事務所	防府市大字新田20333の1	山陽小野田市大字小野田6289の1	" " "
	会計責任者	登城 博文	黒岩 学	

自由民主党山口県道路安全施設協会支部	〃	森本真由美	瀬来 元子	〃	27
	事務所	綾香友弥子 山口市糸米1丁目4番52号	森本真由美 山口市本町1丁目3番8号	〃	3
自由民主党山口支部	会計責任者	藤本 義弘	瀧川 勉	〃	27
自由民主党林業支部	〃	河村 明彦	垣村 幸美	〃	31
維新政党・新風山口県本部	代表者	久保 華章	三好 克彦	〃	24
	会計責任者	加治 満正	中村 康二	〃	
伊東梅芳後援会	代表者	伊東 宏芳	伊東 敏雄	〃	27
伊藤みのるサポーターズクラブ	〃	庄司 博子	田中 良熙	〃	〃
	事務所	山陽小野田市厚狭1丁目12番20号	山陽小野田市大字厚狭116の10	〃	
河合きよ後援会	代表者	植田 直美	植田 司	〃	31
貴船晋後援会	〃	村中 三郎	山田 孟	〃	〃
木村靖枝後援会	会計責任者	大田 則彦	藤田 清	〃	〃
斉藤旭後援会	代表者	原 和秀	末富 忠義	〃	30
杉山藤雄後援会	会計責任者	船井 輝雄	山下 清	〃	31
	代表者	仲岡日出男	金森 惣一	〃	
政治結社大日本興友会	会計責任者	端野 修久	仲岡日出男	〃	〃
	代表者	松野 和之	有田 次男	〃	
全国小売酒販政治連盟山口県支部	会計責任者	師井 幸夫	安富幸四郎	〃	27
	代表者	河村 明彦	垣村 幸美	〃	
全国林業政治連盟山口県支部	〃	〃	〃	〃	31

友田政策研究会	事務所	下関市碑之町11番20号	下関市細江町1丁目7番10号	〃	24
友田たもつ後援会	〃	〃	〃	〃	19
中本善弘後援会	〃	美祿市秋芳町嘉方978	美祿市秋芳町大字嘉方978	〃	30
林よしまさ後援会	会計責任者	篠崎 圭二	藤野 智	〃	27
藤生通陽後援会	〃	田中 耕二	大塚 益江	〃	12
藤本義弘後援会	事務所	山口市吉敷佐田3丁目12番22号	山口市吉敷2088の2	〃	16
防府を愛し、防府を発展させる会	〃	防府市千日2丁目6番6号	防府市大字台道3533の8	〃	23
堀俊夫後援会	〃	山口市吉敷佐田1丁目7番1号	山口市吉敷2179	〃	10
もりしげ哲也後援会	代表者	森繁 陽介	東條 正年	〃	〃
山口県歯科技工士連盟	会計責任者	登城 博文	黒岩 学	〃	2
山口県社会保険労務士政治連盟	事務所	山口市中央4丁目5番16号	山口市野通12丁目4番17号	〃	27
山口県商工政治連盟	代表者	原田 欣知	河岡啓太郎	〃	31
	会計責任者	河野 哲男	伊妻 稔		
山口県商工政治連盟	事務所	宇部市大字西岐波1233	山口市吉敷中東1丁目11番18号	〃	31

山口県警察本部警察職員会報第百三十三号

各知事選出区(留保区)二十三共済連組(十四部)第十七次総一頁の要旨による。この要旨が、あつた。この要旨は、この要旨の各知事選出区、次のとおりである。

平成二十一年四月十七日

山口県警察本部警察職員会報 第百三十三号

政治団体の名称	代表者の名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
---------	-------	----------	------------	-------

自由民主党山口県下関市第四支部	友田 有	友田 栄	下関市細江町 1 丁目 7 番 10 号	平成21、3、11
明日の岩国	白井 雄二	岩村 吉雄	岩国市山手町 2 丁目 1 番 3 号	" " 1
磯部のぶ子後援会	山崎 剛弘	磯部亜紀子	下関市夕入町43番 3 号	" " 20
伊東梅芳後援会	伊東 宏芳	伊東チヨ子	大島郡周防大島町大字久賀4316の4	平成20、12、31
氏永創三郎後援会	中原友太郎	村岡 正明	山陽小野田市赤崎 2 丁目 20 番 13 号	平成21、3、15
花梨会	田中 敏靖	山崎三喜男	防府市牟礼柳10番 5 号	" " 31
啓友会	小河 啓祐	波田 治巳	萩市大字下小川991	平成20、12、"
翔輝会	西本健治郎	西本 英美	下関市吉見本町 1 丁目 3 番 29 号	平成21、3、26
田中敏靖を支える会	櫻田 幸光	荒瀬 真	防府市中西1.3番 54 号	" " 31
中尾雄俊後援会	村重 貞男	井上 泰	山口市阿知須4493	" 1、"
二井せきなり山口後援会	田村幸志郎	近藤 次朗	" 中央 3 丁目 2 番 7 号	平成20、12、"
林常雄後援会	池田 俊広	藤村 正治	美祿市西厚保町原2043	" 3、19
福田良彦連合後援会	原田 俊一	隅 喜彦	岩国市麻里布町 3 丁目 12 番 9 号	平成21、"

山口県選挙管理委員会告示第百十四号

対公選管規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第三項の規定により、平成二十一年四月一日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために施設を設け、又は改称するものがあつた政治団体の名称並びに次のとおりである。

平成二十一年四月十七日

山口県選挙管理委員会 会長 田 野

政治団体の名称	代表者の名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
	氏		

穂枝弘巳後援会	穂枝 弘巳	田村 清助	下関市豊北町大字阿川13722の 1
沖田秀仁後援会	沖田 秀仁	沖田 明美	周南市大字大河内7000の205
河藤泰明後援会	若山 榮治	窪田 力三	熊毛郡平生町大字大野北41の 1
坂本心次後援会	沢野 成美	谷林真由美	周南市大字久米28111の 5
谷川清後援会	勝原 恭二	安森 紘一	美祿市秋芳町秋吉5265の 2
為近良三後援会	金沢 巖	財満眞智子	宇部市大字中野開作2410の 2
利重晃後援会	杉本啓之助	西村 士朗	" 大字東吉部364
藤井かずいえ後援会	久保登志正	藤井佐津子	周南市大字久米10700の25
向山久高後援会	金石 弘士	吉川 正範	美祿市秋芳町秋吉1220
守田一登をばげます会	角田 旨之	久保 昌治	熊毛郡田布施町大字川西941

山口県選挙管理委員会告示第百十五号

対公選管規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項の規定による理由があつた資金管理団体の異動事項は、次のとおりである。

平成二十一年四月十七日

山口県選挙管理委員会 会長 田 野

資金管理団体の異動事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動の事項	異動の内容及び備考	
				新	旧
田中 敏靖	防府市議会議員	花梨会	公職の種類	防府市議会議員	山口県議会議員
友田 有	山口県議会議員	友田政策研究会	"	下関市長	山口県議会議員



審査の日時及び場所	審査手数料	減ずる額
二 審査の日時及び場所 (一) 日時 平成二十一年五月十八日(月曜日)及び同月十九日(火曜日)の午前九時から午後五時十五分まで (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター	七 審査手数料 二万四千七百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万四千七百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。	四千百五十円 七千五百円 二千五百円
三 審査申請書の受付期間及び時間 平成二十一年四月二十七日(月曜日)から同年五月八日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで		
四 審査申請書の提出先 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課		
五 提出書類 (一) 技能検定員審査申請書(技能検定員審査等に関する規則(平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。)(別記様式第一号によること。) (二) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当することを証する書面 (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。) 六 運転免許証の提示 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。		

審査の種類	減ずる額
一 審査の種類 技能検定員審査(普通)	
二 審査の日時及び場所 (一) 日時 平成二十一年五月十九日(火曜日)及び同月二十日(水曜日)の午前九時から午後五時十五分まで (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター	二千五百円
三 審査申請書の受付期間及び時間 平成二十一年四月二十七日(月曜日)から同年五月八日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで	
四 審査申請書の提出先 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課	
五 提出書類 (一) 技能検定員審査申請書(規則別記様式第一号によること。) (二) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当することを証する書面 (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。) 六 自動車運転技能の評価方法に関する知識 七 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三千七百五十円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百円を減ずるものとする。	二千二百円 二千二百円 二千二百円
八 その他 (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。 (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。	

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けよととする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

二万五百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ二万五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはるること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	三千九百五十円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	六千七百五十円
三 教則の内容となつてゐる事項	千九百円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	千九百円
五 技能検定の実施に関する知識	千九百五十円
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	二千円

備考

普通自動車免許に係る技能検定員審査を受けよとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百五十円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一七三二二九〇〇)にすること。

一 審査の種類

技能検定員審査(大特)、技能検定員審査(大自二)、技能検定員審査(普自二)及び技能検定員審査(牽引)

二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 平成二十一年五月二十一日(木曜日)及び同月二十二日(金曜日)の午前九時から午後五時十五分まで

三 審査申請書の受付期間及び時間

- (一) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 平成二十一年四月二十七日(月曜日)から同年五月八日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

- (一) 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- (一) 技能検定員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
- (二) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けよととする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

一万四千円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万四千円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはるること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	千三百五十円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	二千二百五十円

三	教則の内容となっている事項	二千五百円
四	自動車教習所に関する法令についての知識	一千五百円
五	技能検定の実施に関する知識	二千五百円
六	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	二千円
備考	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千五百円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百円を減するものとする。	

- 八 その他
- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
  - (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。
- 一 審査の種類  
技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）及び技能検定員審査（普通二種）
- 二 審査の日時及び場所
- (一) 日時 平成二十一年五月二十二日（金曜日）午前九時から午後五時十五分まで
  - (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間  
平成二十一年四月二十七日（月曜日）から同年五月八日（金曜日）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先  
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類
- (一) 技能検定員審査申請書（規則別記様式第一号によること。）
  - (二) 規則第十七条第一項第二号又は第三項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

- (三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）
- 六 運転免許証の提示  
審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することが出来る運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。
- 七 審査手数料  
一万二千四百五十円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万二千四百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	四千六百円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	七千九百五十円
三 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	三千二百円
四 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	二千七百五十円

備考  
大型自動車第一種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第一種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三千二百五十円を減するものとする。

- 八 その他
- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
  - (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。

**山口県公安委員会告示第十四号**

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第九十九条の三第四項第一号イの自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり

実施する。

平成二十一年四月十七日

山口県公安委員会

- 一 審査の種類  
教習指導員審査(大型)及び教習指導員審査(中型)
- 二 審査の日時及び場所  
(一) 日時 平成二十一年五月二十五日(月曜日)及び同月二十六日(火曜日)の午前九時から午後五時十五分まで  
(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間  
平成二十一年四月二十七日(月曜日)から同年五月八日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。)(の午前八時三十分から午後五時十五分まで)
- 四 審査申請書の提出先  
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類  
(一) 教習指導員審査申請書(技能検定員審査等に関する規則(平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。)(別記様式第一号によること。))  
(二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当することを証する書面  
(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)
- 六 運転免許証の提示  
審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)(に係る運転免許証を提示すること。)
- 七 審査手数料  
一万五千六百五十円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万五千六百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
------	------

一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	四千四百五十円
二 技能教習に必要な教習の技能	千三百円
三 学科教習に必要な教習の技能	千二百五十円
四 教則の内容となつている事項その他自動車の運転に関する知識	千四百五十円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千四百五十円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千四百円
備考 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三千四百五十円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百五十円を減ずるものとする。	

- 八 その他  
(一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。  
(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。
- 一 審査の種類  
教習指導員審査(普通)
- 二 審査の日時及び場所  
(一) 日時 平成二十一年五月二十六日(火曜日)及び同月二十七日(水曜日)の午前九時から午後五時十五分まで  
(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間  
平成二十一年四月二十七日(月曜日)から同年五月八日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)(の午前八時三十分から午後五時十五分まで)
- 四 審査申請書の提出先  
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- (一) 教習指導員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
- (二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けよつとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

一万二千五百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万二千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	四千五百円
二 技能教習に必要な教習の技能	千三百五十円
三 学科教習に必要な教習の技能	千二百五十円
四 教則の内容となつている事項その他自動車の運転に関する知識	千二百五十円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千二百五十円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千二百円
備考	
普通自動車免許に係る教習指導員審査を受けよつとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百円を減ずるものとする。	

八 その他

(一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。

- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

一 審査の種類

教習指導員審査(大特)、教習指導員審査(大自二)、教習指導員審査(普自二)及び教習指導員審査(牽引)

二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 平成二十一年五月二十八日(木曜日)及び同月二十九日(金曜日)の午前九時から午後五時十五分まで
- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

平成二十一年四月二十七日(月曜日)から同年五月八日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- (一) 教習指導員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
- (二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けよつとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

九千五百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ九千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額

一	教習指導員として必要な自動車の運転技能	千二百五十円
二	技能教習に必要な教習の技能	千三百円
三	学科教習に必要な教習の技能	千二百五十円
四	教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	千二百五十円
五	自動車教習所に関する法令についての知識	千二百五十円
六	教習指導員として必要な教育についての知識	千五百円
備考	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千五百円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に五百円を減ずるものとする。	

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。

一 審査の種類

教習指導員審査（大型三種）、教習指導員審査（中型二種）及び教習指導員審査（普通二種）

二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 平成二十一年五月二十九日（金曜日）午前九時から午後五時十五分まで
- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

平成二十一年四月二十七日（月曜日）から同年五月八日（金曜日）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- (一) 教習指導員審査申請書（規則別記様式第一号によること。）
  - (二) 規則第十七条第一項第二号又は第五項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
  - (三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）
- 六 運転免許証の提示  
 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

一万三千三百円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万三千三百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	四千八百円
二 技能教習に必要な教習の技能	二千円
三 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	二千七百五十円

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。

平成二十一年四月十七日発行

発行人

山口県知事

正誤  
平成二十年十二月二日山口県選挙管理委員会告示第八十七号(政治団体の異動事項)



四	三	ページ
"	下	段
"	表中	箇所
原田 万央	原田 万央	誤
原田 万央	原田 万央	正